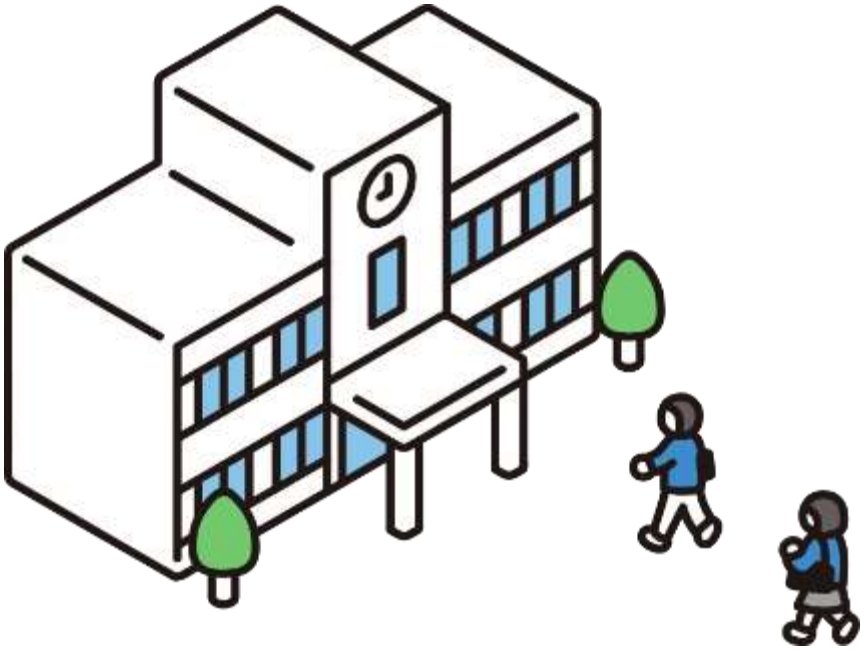
令和９年度

放課後児童クラブ利用案内



上越市教育委員会 学校教育課 学童保育係
〒942-8563 上越市下門前 1770 番地　上越市教育プラザ内
電 話：025-545-9271

問合せ先…学校教育課、各放課後児童クラブ、各区総合事務所

もくじ

1 放課後児童クラブについて …… P2

（1）対象児童
（2）開設場所
（3）開設している日と時間
（4）閉設している日(クラブが休みの日)
（5）クラブの活動について

2 利用手続きについて …… P3～5

（1）必要書類
（2）利用形態
（3）利用申請手続き
（4）利用の中止、キャンセル、出欠変更
（5）利用承認の取り消し

3 利用料金等について …… P6～8

（1）利用料金
（2）減免申請手続き
（3）納付方法

4 クラブ利用にあたっての確認事項 …… P9

（1）送迎
（2）アプリ登録
（3）緊急時の連絡
（4）学級閉鎖等に伴う利用制限
（5）クラブへの事前訪問
（6）土曜日等の昼食
（7）保険

5 おやつについて …… P10

（1）おやつを持参する日
（2）おやつの準備と預け方

※放課後児童クラブ開設場所・連絡先一覧 …… P11

1　放課後児童クラブについて

上越市では、昼間、保護者の方がお仕事などで家庭にいない小学生（児童）を対象に、「放課後児童クラブ」を開設しています。
放課後や学校が休みの日に、遊びを主とする活動の場所を提供し、健やかな成長を支援するとともに、保護者の皆さんの就労と子育ての両立を支援しています。

⑴ 対象児童

✓ 上越市内に住所がある小学1～6年生
✓ 昼間、**保護者等**が**不在となる**家庭
※ 保護者等とは……児童と同居している、18歳以上65歳未満の人
※ 不在となるとは…就労等（入院・通院、家族の介護、就職面接、資格取得のための通学等）を理由に、下校時間に保護者等が自宅にいないこと
※ 職場復帰が前提の場合のみ、育児休業期間も対象になります。

個人的な趣味や旅行、買い物、休息などの理由では、利用できません。

⑵ 開設場所

市内**44か所**で放課後児童クラブを開設しています。
土曜日に開設しているクラブは**11か所**です。
詳しくは、P11の「放課後児童クラブ開設場所一覧」を参照してください。

⑶ 開設している日と時間

① 平日（月～金曜日）・・・・・・・・・・・・・・・・・午後2時30分～6時
② 土曜日、長期休業日、学校代休日・・・・・午前8時～午後6時
③ 学校行事等による早上がりの日・・・・・・学校の授業終了に合わせて開設
※延長利用（別途料金が発生します）・・・・・午前7時30分～8時、午後6時～7時

⑷ 閉設している日（クラブが休みの日）

① 日曜日、祝日、12月29日～1月3日、その他教育委員会が必要と認める日
② 前日までに利用者がいない翌日

⑸ クラブの活動について

① 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること
② 遊びを通して、自主性や社会性及び創造性の向上を図ること
③ その他、児童の健全育成に必要なこと
※原則、学習やスポーツなどの指導は行いません。

《 クラブでの過ごしかた（例） 》　※実際は、クラブごとに異なる場合があります。

時間	13	16	18
平　日	授業が終わったら出席 遊び・学習・読書 お迎えが来たら帰宅		

時間	8	12	13	15	18
土曜日等	それぞれの時間に出席 昼食　休憩　おやつ 遊び・学習・読書 お迎えが来たら帰宅				

2 利用手続きについて

⑴ 必要書類

① 放課後児童クラブ利用承認(利用料減免)申請書　… 利用児童１人につき１枚
② 不在を証明する書類(就労証明書、自営業申立書等) … 18歳以上65歳未満の同居人全員分
③ 支援シート(利用児童の健康状態等を記入する書類) … 利用児童１人につき１枚
④ 土曜日利用申請書(土曜日利用を希望する場合のみ) … 利用児童１人につき１枚
⑤ 疾病状況及び医療用医薬品に関わる確認書(該当の場合のみ) … 利用児童１人につき１枚

⑵ 利用形態

クラブの利用には3つの形態があります。それぞれの期限までに、事前にお申込みください。

利用区分	利用期間	利用の理由	利用申請書の提出期限
通　　年	1年間 (1か月以上の継続利用)	就労、入院・自宅療養、家族の介護、資格取得のための通学、出産、育休等	・4月から利用を開始する場合 →<u>１２月２５日まで</u> ・5月以降に利用を開始する場合 →<u>利用開始月の前月１０日まで</u>
長期休業日	夏・冬・春休み (終業式～始業式)		・夏休み…5 月下旬から 6 月末日まで ・冬休み…10月下旬から11月末日まで ・春休み…12 月下旬から 1 月末まで
緊 急 一 時	短期間 (1日単位)	就労、通院、就職面接、家族の介護、学校行事、PTA 出席等	<u>利用日の前日まで</u> ※月をまたいで利用する場合は、1か月ごとに申請してください。 (月単位で利用料を請求します。)

代理の保護者(祖父母など)の校区へ通学している場合、原則、通年の利用はできません。

⑶ 利用申請手続き

＜申請から利用開始までの流れ＞　■は保護者、□は市の手続きです。

STEP1 申請書を用意 ➡ STEP2 書類提出 ➡ STEP3 審査 ➡ STEP4 承認/却下 ➡ STEP5 アプリ登録 ➡ STEP6 利用開始

STEP1　申請に必要な書類を用意します。
書類は、各放課後児童クラブ、学校教育課(教育プラザ)、各総合事務所にあるほか、
市ホームページ「**放課後児童クラブ利用案内**」からダウンロードできます。

上越市　放課後児童クラブ	検索

または☞

利用案内

STEP2　各種書類を提出します。
【提出場所】各放課後児童クラブ、学校教育課(教育プラザ内)、各区総合事務所

STEP3　提出された書類の内容を確認します。
※申請内容やお子さまの様子により、別途ご連絡、面談させていただく場合があります。

STEP4　利用承認通知書(却下通知書)を郵送します。

STEP5　承認通知が届いたら、アプリを登録し、利用予定を入力してください。

STEP6　利用を開始できます。

利用料金に未納がある場合、利用を承認できません。

未納分をお支払い後に、申請してください。

※特別な事情で納付が難しい場合は、児童手当から天引きができます。
学校教育課へご相談ください。

個別の支援が必要なお子さまは、ご利用できません。

クラブは集団で見守りを行う場であり、個別支援の体制は整えておりません。
心配な方は、事前に学校教育課へご相談ください。

定員を超える場合は、家庭状況や緊急性等を確認し、低学年から優先的に承認します。

≪申請に必要な書類≫

申請には、保護者等の不在を証明する書類が必要です。

この証明は、児童と同居している 18 歳以上 65 歳未満の人全員分の提出が必要です。

利用区分	利用の理由	申請時の添付書類
通　年	就　　労	①家庭外労働 ：『就労証明書』 ②家庭内労働 ・テレワーク、内職:『就労証明書』 ・自営:『自営業申立書』 ・農業（販売用）:『自営業申立書』
	入院、自宅療養	「入院計画書」「診断書の写し」等 （※）
	家族の介護	「障害者手帳の写し」「介護認定書の写し」等
	資格取得のための通学	「受講証明書の写し」「授業日程表の写し」等
	就学（18歳以上の兄姉等）	「学生証の写し」「在学証明書の写し」等
	出産（産前・産後各8週まで）	母子手帳の写し
	育児休業期間	「就労証明書」「育児休業申請書の写し」等
長期休業日 （夏・冬・春休み）	通年と同じ	通年と同じ
緊急一時	就　　労	通年と同じ
	通　　院	「診察予約票の写し」等
	就職面接	「面接通知の写し」等
	資格試験	「受験票の写し」等
	家族の介護	通年と同じ
	学校行事ほか	学校から配付された案内文書の写し等
	出産（産前・産後各8週まで）	通年と同じ
	育児休業期間	通年と同じ

（※）自宅療養の場合は、原則、「保育が難しい」ことが記載された診断書が必要です。

≪必要に応じて提出する書類≫

必要書類	提出が必要な方
土曜日利用申請書	土曜日も保護者不在等により利用が必要な方
疾病状況及び医療用医薬品に関わる確認書	支援シート中、「健康状態・アレルギー等について」の項目でひとつでも「有」に〇がつく方

（4）利用の中止、キャンセル、出欠変更

① 通年利用の場合

中止

利用をやめる月の**前月末日まで**に、「利用中止届」を提出してください。

（例）6月末でやめる場合 → 5月31日まで

7月 10 日でやめる場合 → 6月30日まで

キャンセル

期間開始日の**前日まで**に、クラブまたは学校教育課へ連絡してください。

出欠変更

利用日の**朝8時まで**に、アプリへ入力してください。

② 長期休業日利用の場合

キャンセル

期間開始日の**前日まで**に、クラブまたは学校教育課へ連絡してください。

（例）夏休みの利用をキャンセルしたい場合 → 終業式の前日まで

※期間開始日（終業式など）の当日から、キャンセルできません。

出欠変更

利用日の**朝8時まで**に、アプリへ入力してください。

③ 緊急一時利用の場合

キャンセル、出欠変更

利用予定日の**前日まで**に、クラブまたは学校教育課へ連絡してください。

上記の期限を過ぎる場合は、**必ずクラブと学校の両方**へ連絡してください。
クラブに繋がらない場合は、留守番電話にメッセージを残してください。
連絡がなく欠席した場合は、勤務先等にご連絡することがあります。

（5）利用承認の取り消し

次のような場合は、利用承認を取り消します

■利用の要件に当てはまらなくなったとき
（例）保護者が仕事を辞めた、入院していた保護者が退院した　など
■申請書の内容に虚偽があったとき
■申請しているお迎え時間に間に合わない日が続くとき
（送迎は、親族やファミリーサポートセンターに依頼ができます）
■利用料金を3か月以上納付していないとき

クラブでの集団生活が難しい場合は、利用承認を取り消すことがあります

■他の児童や支援員等に対して、頻繁に暴言・暴力を向けてしまう
■頻繁にクラブ室を飛び出してしまう
■トイレや着替えなどをひとりで行うことが難しい
■常に個別の支援が必要
■その他、クラブの運営に支障があると教育委員会が認めた場合

３　利用料金等について

(1) 利用料金

① 基本料金

・ 通年利用 ･･･････････････ 6,000円／月額
・ 夏休み利用 ･････････････ 8,000円
・ 冬休み利用 ･････････････ 3,000円
・ 春休み利用 ･････････････ ア 終業式から3月31日まで
　　イ 4月1日から始業式まで　　各 2,000 円
・ 緊急一時利用(半日) ･･･ 500円
・ 緊急一時利用(1日) ････ 800円

※ 通年利用と夏･冬･春休み利用の料金は、利用日数にかかわらず定額です。
※ 緊急一時利用は、実際に利用した時間と日数で料金が決まります。

② 延長料金

クラブの開設時間外は、①の料金のほかに、延長料金が発生します。
・ 朝延長(午前7時30分から8時まで) ･･･ 100 円／回
・ 夜延長(午後6時以降) ･･･････････････ 200 円／回

③ 納付期限(口座振替日)

クラブを利用した月の翌月末日　(例)4月利用分の納付期限:5月31日

※ 12月末日の場合は、翌年の1月4日です。
※ 末日および1月4日が土･日･祝日の場合は、その次の営業日(平日)になります。
※ 夏･冬･春休み利用分は、利用終了後の翌月末日です。 (例)夏休み:9月末日

④ 利用を中止、キャンセルする場合の料金について

通年利用と夏･冬･春休み利用は、中止後の日割りによる返金はありません。

(例)通年利用を7月10日で中止し、7月11日以降はクラブを利用していない。
→ 7月分の料金は、通年利用の1か月分の金額です。

ご連絡がない場合は、実際に利用がなくても、基本料金の100%をお支払いいただきます。

原則、必ず利用開始日･利用予定日の前日までにご連絡ください。

(2) 減免申請手続き

通年と長期休業利用は、基本料金の減免制度があります。
該当する場合は、申請手続きが必要です(提出期限は、利用申請と同じです。)

① 対象者

対　　象	条　　件
生活保護受給世帯	生活保護受給世帯に認定されていること ※受給がなくても、認定されていれば対象となります
市民税非課税世帯	4月から7月までに利用を開始する場合 世帯員全員が、前年度の均等割と所得割が非課税であること (例)令和8年4～7月に利用開始:令和7年度が非課税 8月以降に利用を開始する場合 世帯員全員の均等割と所得割が非課税であること (長期休業日利用は、終業式がある年度の課税状況) ※世帯の課税状況が変わった場合は、手続きが必要です。
多子世帯	同一世帯の兄弟姉妹が、**同時に**クラブを利用していること

② 減免額

減免の理由	減免率	利用区分			
		通年利用	夏休み	冬休み	春休み
生活保護世帯	100%	0円	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	50%	3,000円	4,000円	1,500円	1,000円
多子世帯 ２人目	50%	3,000円	4,000円	1,500円	1,000円
多子世帯 ３人目以降	100%	0円	0円	0円	0円

※非課税世帯の3人目以降は、100%減免されます。

（例）Aさんが通年利用していて、夏休み中のみ兄弟姉妹のBさんもクラブを利用した場合

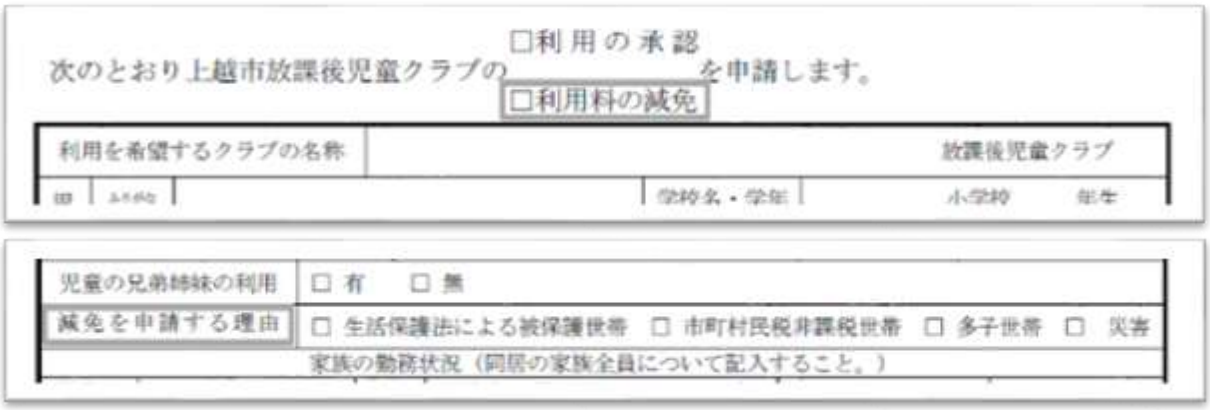
	A さん（通年利用）	B さん（夏休み利用）
減免前	6,000円／月額	8,000円
	↓	↓
減免後	1人目　減免なし 6,000円／月額	2人目　減免率：50% 4,000円

③ 申請書類

減免の申請は、利用申請と合わせて申請できます。

放課後児童クラブ利用承認（利用料減免）申請書に**必要事項を記入し、提出してください。**

※申請書中、「□利用料の減免」及び「減免を申請する理由」に記入がない場合は、減免確認を行いません。


次のとおり上越市放課後児童クラブの□利用の承認／□利用料の減免を申請します。

利用を希望するクラブの名称			放課後児童クラブ
児童	ふりがな	学校名・学年	小学校　年生

児童の兄弟姉妹の利用	□ 有　□ 無
減免を申請する理由	□ 生活保護法による被保護世帯　□ 市町村民税非課税世帯　□ 多子世帯　□ 災害
家族の勤務状況（同居の家族全員について記入すること。）	

④ 減免の決定（却下）について

減免申請者全員に、利用料減免決定または却下の通知書を送付します。

⑤ 減免の取消について

・ 利用料減免決定理由に該当しなくなったとき
・ 放課後児童クラブの利用を中止したとき

※利用を再開する場合は、改めて減免申請が必要です。

※多子世帯の減免中に中止した場合は、中止時期に応じて減免を取消・変更します。

（例）通年利用中の2人のうち、1人目は6月末で中止し、2人目はそのまま利用するとき

→2人目の料金：6月末までは50%減免、7月からは減免なし

⑶ 納付方法

納付の方法は、口座振替と納付書(現金)払いの2種類です。

口座振替は、一度の登録で卒業まで利用できるほか、納め忘れがなく便利です。
ぜひご利用ください。

①口座振替

≪専用用紙による申請≫

『上越市市税等口座振替依頼書』を記入し、お使いの金融機関窓口へ提出してください。
依頼書は、上越市の指定金融機関、学校教育課、各区総合事務所、南・北出張所にあります。

≪web申請≫

市ホームページ「**上越市 Web 口座振替受付サービス**」から申請できます。
詳細はホームページを確認してください。

上越市　口座振替	検索

または☞

口座振替受付サービス

※口座振替は領収書が発行されません。

領収書が必要な方は「②納付書払い」をご利用ください。

※金融機関等の処理状況により、ご利用される最初の月が納付書払いとなる場合があります。

②納付書払い

納付書(お支払い用紙)をご自宅へ郵送、またはクラブのお迎え時にお渡しします。
納付期限までに下記の窓口で納付してください。

【納付できる場所】 上越市の指定金融機関(ゆうちょ銀行は、納付書払いができません。)
学校教育課、各区総合事務所、南・北出張所
※**放課後児童クラブでは納付できません。**

【上越市の指定金融機関】

第四北越銀行、八十二銀行、大光銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫
糸魚川信用組合、新潟県信用組合、新潟県労働金庫、
えちご上越農業協同組合の本店・各支店・出張所
ゆうちょ銀行(口座振替のみ可能・納付書払いは不可)

４　クラブ利用にあたっての確認事項

⑴ 送迎

・ 保護者等、または申請者が認める18歳以上の方が送迎してください。
※「迎えの保護者」として申請していない方が送迎する場合は、必ずクラブへ連絡してください。
・ お迎えの際は、クラブ専用のインターホンを利用してください。

⑵ アプリ登録

・ クラブの出欠連絡や連絡事項は、専用アプリで配信しています。
・ 通年、夏・冬・春休み利用の方は、利用承認後、速やかに登録を行ってください。
・ 利用予定は、前月の25日までに入力してください。

⑶ 緊急時の連絡

・ ケガ・病気などの際は、すぐにお迎えをお願いする場合があります。
※ 申請書の「緊急連絡先優先順位」をもとにご連絡します。日中ご連絡がつく番号を記入してください。
・ 緊急連絡先や勤務先などの変更は、必ずクラブへお知らせください。

⑷ 学級閉鎖等に伴う利用制限

・ インフルエンザや胃腸炎などの流行による学級閉鎖等の場合は、本人に症状がなくても、その学級・学年の児童はクラブを利用できません。
・ 下表の感染症を罹患している場合は、クラブを利用できません。
利用前に、必ずかかりつけ医でクラブ利用の可否を確認してください。

【かかりつけ医の確認が必要な感染症】
インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、その他感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、新型コロナ等）

⑸ クラブへの事前訪問

・ 放課後児童クラブは、お子さまが日々を過ごす生活の場です。少しでも早く環境に慣れ、安心して通えるように、利用前の見学をおすすめしています。
・ クラブごとに持ち物や生活の流れが異なる場合があります。事前にクラブ等へ確認してください。

⑹ 土曜日等の昼食

・ 学校給食が出ない日（土曜日、夏・冬・春休み、学校代休日、終業式など）に、お昼をまたいでクラブを利用する場合は、必ずお弁当と水筒を持たせてください。
・ 夏・冬・春休みの平日は、昼食の配食サービスを使うことができます。
保護者が直接お店へ注文、支払いをしてください。
・ お弁当は、クラブでは用意できません。忘れた場合は、必ず保護者が届けてください。

⑺ 保険

市では「スポーツ安全保険」に加入しています。クラブでケガ等をした場合は、通院または入院した日数につき、見舞金が支給されます。

通院 … 1,500 円／日（30日限度）
入院 … 4,000 円／日（180日限度）

※対物も対象となる場合があります。

5　おやつについて

クラブを朝から利用する日や、平日の延長利用時（午後6時以降）は、おやつの時間を設定しています。

⑴ おやつを持参する日

① クラブを朝から利用する日（土曜日、夏・冬・春休み、学校代休日など）
※「終業式」「始業式」など、学校に行ってからクラブを利用する日は、持参しません。

② 平日の延長利用時
※ 必須ではありませんので、本人や保護者の判断で不要としてもかまいません。
※ 持参する場合は、夕食に差し支えない量にしてください。

⑵ おやつの準備と預け方

おやつを用意する

（1日分）
・ 透明なジッパー袋などに、大きく名前を書いてください。
・ 1日分は、50円程度を目安とします。



☜1日分

（数日分）※最大10日分
・ 1日分ずつの袋を、大きめの袋にまとめて入れてください。
・ まとめる袋も透明なものにして、**必ず名前を書いてください。**
※ 数日分は、おやつを持参する日が続く場合のみ

☜ 数日分



おやつを持ってくる

（学校からクラブに来る場合）
必ず保護者の方が、直接クラブに預けてください。
※ 学校の荷物に入れると、トラブルの原因になる場合があります。

（クラブに直接来る場合）
本人か保護者が持参してください。
※ 数日分の場合は、事前に、保護者の方が直接クラブに預けてください。
※ 補充や入れ替えは、保護者の方が管理してください。

NG のおやつ
こんにゃくゼリー、大玉のあめ
ガム、甘い飲み物など

避けてほしいおやつ
食べ終わるまで時間がかかるものや、遊んでしまうもの
溶けたり、痛んだりしやすいもの（クラブでの保管は常温です）

子ども同士のおやつの交換はできません。（トラブルやアレルギー防止のため）
ゴミは入れてきた袋に入れて、家に持ち帰ってください。

放課後児童クラブ開設場所・連絡先一覧（土曜開設：11 カ所）　（令和 9 年 4 月現在）

クラブ名	土曜開設	開設場所	電話番号
大手町小学校放課後児童クラブ		上越市大手町2番20号(大手町小学校内)	080-4867-1917
東本町小学校放課後児童クラブ		上越市東本町二丁目2番7号(東本町小学校内)	080-4867-1875
南本町小学校放課後児童クラブ		上越市南本町三丁目9番1号(南本町小学校内)	080-4867-1866
黒田小学校放課後児童クラブ		上越市大字黒田463番地1(黒田小学校内)	080-4867-1841
飯小学校放課後児童クラブ		上越市大字飯1946番地(飯小学校内)	080-4867-1671
富岡小学校放課後児童クラブ		上越市大字富岡3117番地(富岡小学校内)	080-4867-1485
稲田小学校放課後児童クラブ	○	上越市稲田一丁目6番7号(稲田小学校内)	080-4867-1479
和田小学校放課後児童クラブ		上越市大字上箱井202番地(和田小学校内)	080-4867-1462
大和小学校放課後児童クラブ		上越市大和二丁目13番3号(大和小学校内)	080-4867-1418
春日小学校放課後児童クラブ	○	上越市大豆一丁目13番11号(春日小学校内)	080-4867-1269
高志小学校放課後児童クラブ	○	上越市木田三丁目1番25号(高志小学校内)	080-4867-4746
戸野目小学校放課後児童クラブ		上越市戸野目682番地(戸野目小学校内)	080-4867-4632
上雲寺小学校放課後児童クラブ		上越市大字上雲寺16番地(上雲寺小学校内)	080-4867-4559
大町小学校放課後児童クラブ	○	上越市大町三丁目2番32号(大町小学校内)	080-4867-4515
高士小学校放課後児童クラブ		上越市大字高津49番地(高士小学校内)	080-4867-4396
八千浦小学校放課後児童クラブ		上越市大字下荒浜782番地1(八千浦小学校内)	080-4867-4349
直江津小学校放課後児童クラブ	○	上越市住吉町3番5号(直江津小学校内)	080-4867-4310
直江津南小学校放課後児童クラブ		上越市中央一丁目7番1号(直江津南小学校内)	080-4867-4292
北諏訪小学校放課後児童クラブ		上越市大字上千原165番地(北諏訪小学校内)	080-4867-4286
保倉小学校放課後児童クラブ		上越市大字上吉野146番地2(保倉小学校内)	080-4867-4257
有田小学校放課後児童クラブ	○	上越市大字安江42番地(有田小学校体育館棟)	080-4867-4062
春日新田小学校放課後児童クラブ		上越市大字春日新田1274番地(春日新田小学校内)	080-4867-3984
国府小学校放課後児童クラブ		上越市五智四丁目1番10号(国府小学校内)	080-4867-3967
谷浜小学校放課後児童クラブ		上越市大字有間川441番地1(谷浜公民館内)	080-4867-3914
高田西小学校放課後児童クラブ	○	上越市寺町二丁目20番1号(福祉交流プラザ内)	080-4867-3891
安塚放課後児童クラブ		上越市安塚区安塚2575番地(安塚小学校内)	080-4867-3801
浦川原放課後児童クラブ	○	上越市浦川原区横川321番地(浦川原小学校内)	080-4867-3735
大島放課後児童クラブ		上越市大島区大平3735番地(大島小学校内)	080-4867-3703
牧放課後児童クラブ		上越市牧区国川1550番地1(牧小学校内)	080-4867-2886
柿崎放課後児童クラブ		上越市柿崎区柿崎601番地1(柿崎小学校内)	080-4867-2877
上下浜放課後児童クラブ		上越市柿崎区上下浜569番地(上下浜小学校内)	080-4867-2470
下黒川放課後児童クラブ		上越市柿崎区柳ケ崎707番地(下黒川小学校内)	080-4867-3671
大潟放課後児童クラブ	○	上越市大潟区土底浜1889番地1(大潟児童館内)	080-4867-3557
南川放課後児童クラブ	○	上越市頸城区上吉414番地(南川小学校内)	080-4867-3464
大瀁放課後児童クラブ		上越市頸城区百間町1134番地(大瀁小学校内)	080-4867-3408
明治放課後児童クラブ		上越市頸城区日根津2929番地(明治小学校内)	080-4867-3327
吉川放課後児童クラブ		上越市吉川区原之町1819番地(吉川小学校内)	080-4867-3158
中郷放課後児童クラブ		上越市中郷区二本木704番地(中郷小学校内)	080-4867-3062
板倉放課後児童クラブ		上越市板倉区針986番地(板倉農村環境改善センター内)	080-4867-3049
豊原放課後児童クラブ		上越市板倉区高野730番地4(豊原小学校内)	080-4867-3043
清里放課後児童クラブ		上越市清里区岡嶺新田180番地(清里小学校内)	080-4867-2279
三和放課後児童クラブ		上越市三和区鴨井710番地(三和小学校内)	080-4867-2235
名立放課後児童クラブ	○	上越市名立区車路290番地(宝田小学校内)	080-4867-2154
上越教育大学附属小学校児童クラブ		上越市西城町一丁目7番1号(上越教育大学附属小学校内)	080-4867-2993